

## TRADEMARK ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1  
Stylesheet Version v1.2

Assignment ID: TMI164160

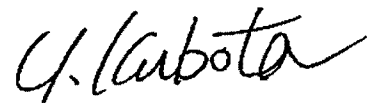
<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
<b>Name</b>	<b>Formerly</b>	<b>Execution Date</b>	<b>Entity Type</b>
Panasonic Corporation		04/01/2022	Corporation: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>			
<b>Company Name:</b>	Panasonic Holdings Corporation		
<b>Street Address:</b>	1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi		
<b>City:</b>	Osaka		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Postal Code:</b>	571-8501		
<b>Entity Type:</b>	Corporation: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 2</b>			
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>	<b>Word Mark</b>	
<b>Registration Number:</b>	6005069		
<b>Registration Number:</b>	6088128	DRIVING PROGRESS, MOVING PEOPLE	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	7037392815		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
<b>Phone:</b>	+44(207392-4122		
<b>Email:</b>	records@clarivate.com		
<b>Correspondent Name:</b>	CPA GLOBAL LIMITED		
<b>Address Line 1:</b>	LIBERATION HOUSE		
<b>Address Line 2:</b>	CASTLE STREET		
<b>Address Line 4:</b>	ST HELIER, JERSEY JE1 1BL		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	IPR/PB/NGBPanas2401110195		
<b>NAME OF SUBMITTER:</b>	Helen Birrell		
<b>SIGNATURE:</b>	Helen Birrell		
<b>DATE SIGNED:</b>	04/13/2024		
<b>Total Attachments: 16</b>			
source=Change of Name Document#page1.tif			
source=Change of Name Document#page2.tif			
source=Change of Name Document#page3.tif			

CH \$65.00.00 88126488

source=Change of Name Document#page4.tif  
source=Change of Name Document#page5.tif  
source=Change of Name Document#page6.tif  
source=Change of Name Document#page7.tif  
source=Change of Name Document#page8.tif  
source=Change of Name Document#page9.tif  
source=Change of Name Document#page10.tif  
source=Change of Name Document#page11.tif  
source=Change of Name Document#page12.tif  
source=Change of Name Document#page13.tif  
source=Change of Name Document#page14.tif  
source=Change of Name Document#page15.tif  
source=Change of Name Document#page16.tif

I, Yushi Kubota, of Toranomom East Bldg., 7-13, Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, do hereby certify that I am conversant with English and Japanese languages and am a competent translator thereof, and I further certify that to the best of my knowledge and belief the following is a true and correct translation made by me of the document(s) in the Japanese language attached hereto.

April 8, 2024

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Y. Kubota', written in a cursive style.

Yushi Kubota

(Partial translation) Certificate of all present matters

1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi, Osaka  
Panasonic Holdings Corporation

Corporate registration number	1200-01-158218	
Trade name	<u>Panasonic Corporation</u>	Changed on October 1, 2008
		Recorded on October 1, 2008
	Panasonic Holdings Corporation	Changed on April 1, 2022
		Recorded on April 1, 2022
Head office	1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi, Osaka	

(Partial translation) Certificate of all present matters

1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi, Osaka  
Panasonic Holdings Corporation

Translation for pages 2-11 is omitted, since  
the content is not related to title update  
issue on this case.

Reference No: サ 788295 \*The underline indicates removed items.

**TRADEMARK**  
**REEL: 008397 FRAME: 0799**

(Partial translation) Certificate of all present matters

1006, Oaza Kadoma, Kadoma-shi, Osaka  
Panasonic Holdings Corporation


It is to certify that this certificate shows a complete transcript of currently valid information recorded in the Commercial Register.

Date: March 22, 2024

Authority: Osaka Legal Affairs Bureau, Moriguchi Branch Office

Registrar: Koji Takai

12/12

Reference No: サ 788295 \*The underline indicates removed items.

**TRADEMARK**  
**REEL: 008397 FRAME: 0800**

## 現在事項全部証明書

大阪府門真市大字門真1006番地  
パナソニックホールディングス株式会社

会社法人等番号	1200-01-158218	
商号	<u>パナソニック株式会社</u>	平成20年10月 1日変更
		平成20年10月 1日登記
	パナソニックホールディングス株式会社	令和 4年 4月 1日変更
		令和 4年 4月 1日登記
本店	大阪府門真市大字門真1006番地	
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定
		令和 4年11月 7日登記
公告をする方法	電子公告とする。 <a href="https://holdings.panasonic.jp/">https://holdings.panasonic.jp/</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和 4年 6月 2日変更
		令和 4年 6月 2日登記
会社成立の年月日	昭和10年12月15日	
目的	<p>①当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気・通信・電子ならびに照明機械器具の製造、販売</li> <li>2. ガス・石油・厨房 その他ビルおよび住宅関連機器の製造、販売</li> <li>3. 事務・輸送ならびに製品販売用機械器具の製造、販売</li> <li>4. 医療・保健・衛生用機械器具ならびに医療用具の製造、販売</li> <li>5. 光学ならびに精密機械器具の製造、販売</li> <li>6. 電池・電池応用製品ならびに炭素・マンガンのその他の化学・金属製品の製造、販売</li> <li>7. 空調・公害防止ならびに産業用機器の製造、販売</li> <li>8. その他の機械器具の製造、販売</li> <li>9. 前各号の製品に関する工事ならびにその他の建設工事の設計、施工、請負</li> <li>10. ソフトウェアの作成、販売</li> <li>11. 鉄鋼・非鉄金属・鉱産物・石油・ガス・窯業品・紙・パルプ・ゴム・皮革・繊維ならびにそれらの製品の販売</li> <li>12. 食料品・飲料品・酒類・農畜水産物・飼料ならびにそれらの原料の販売</li> <li>13. 医薬品・医薬部外品・化粧品ならびに肥料・毒物・劇物 その他の化学工業製品の製造、販売</li> <li>14. 建物その他の構築物およびその部材の製造、販売</li> </ol>	

	<p>15. 映画・音楽に関するエンタテインメント事業ならびにスポーツ興行 16. 前各号（第9号を除く）の製品・物品・ソフトウェアの輸出入 17. 前各号の製品・物品・ソフトウェアに関する修理・保守サービスの提供、受託 18. 情報・通信サービスの提供ならびに放送事業 19. インターネット接続・電子商取引などインターネットを利用した各種サービスの提供 20. 出版、印刷、貨物取扱、警備、ビルメンテナンス、介護、職業紹介、労働者派遣、総合リース、金融、損害保険代理ならびに不動産の管理・賃貸・売買に関する事業 21. 各種事業に対する投資 22. 前各号に関連する調査・研究開発・コンサルティングの受託 23. 前各号に付帯または関連する一切の事業 ②当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p> <p style="text-align: center;">令和 4年 4月 1日変更      令和 4年 4月 1日登記</p>	
単元株式数	100株	平成21年 2月 1日変更 平成21年 7月 6日登記
発行可能株式総数	49億5000万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 24億5426万1297株	令和 5年 7月13日変更 令和 5年 7月26日登記
資本金の額	金2594億4510万9828円	令和 5年 7月13日変更 令和 5年 7月26日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社証券代行部	平成24年 4月 1日変更      平成24年 4月 3日登記
役員に関する事項	取締役      津 賀 一 宏	令和 5年 6月26日重任 令和 5年 7月 4日登記
	取締役      佐 藤 基 嗣	令和 5年 6月26日重任 令和 5年 7月 4日登記
	取締役      筒 井 義 信	令和 5年 6月26日重任 令和 5年 7月 4日登記



取締役	富山和彦	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	梅田博和	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	本間哲朗	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	野路國夫	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	澤田道隆	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	楠見雄規	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	松井しのぶ	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	宮部義幸	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	座間彩子(少徳彩子)	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
取締役	西山圭太	令和 5年 6月26日就任
		令和 5年 7月 4日登記
兵庫県神戸市北区大原三丁目1番地の5 代表取締役	佐藤基嗣	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
中華人民共和国北京市朝陽区光華路1号北京嘉 里公寓西塔1902号室 代表取締役	本間哲朗	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記
大阪府堺市中区土師町一丁7番21号 代表取締役	楠見雄規	令和 5年 6月26日重任
		令和 5年 7月 4日登記

	大阪府吹田市千里山星が丘13番1-710号 代表取締役 梅田博和	令和 5年 6月26日重任 令和 5年 7月 4日登記
	監査役 藤井英治	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月 8日登記
	監査役 由布節子 (社外監査役)	令和 2年 6月25日就任 令和 2年 7月 8日登記
	監査役 江藤彰洋 (社外監査役)	令和 4年 6月23日就任 令和 4年 7月 4日登記
	監査役 中村明彦 (社外監査役)	令和 4年 6月23日就任 令和 4年 7月 4日登記
	監査役 馬場英俊	令和 5年 6月26日就任 令和 5年 7月 4日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	令和 5年 6月26日重任 令和 5年 7月 4日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 7月 7日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>1. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>令和 4年 6月23日変更 令和 4年 7月 4日登記</p>	
支店	1 東京都港区東新橋一丁目5番1号	平成24年10月 1日移転 平成24年10月 3日登記
新株予約権	パナソニック株式会社2014年度8月発行新株予約権	

新株予約権の数  
554個

令和 5年 9月30日変更 令和 5年10月11日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 5万5400株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年 9月30日変更 令和 5年10月11日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり105,400円（1株当たり1,054円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月23日から平成56年8月22日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、役員、監査役およびこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
  - (ア) 新株予約権者が平成55年8月22日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合  
平成55年8月23日から平成56年8月22日
  - (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)および(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

	<p>(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1117 871 1492 997"> <tr> <td>平成26年</td> <td>8月22日発行</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>9月3日登記</td> </tr> </table>	平成26年	8月22日発行	平成26年	9月3日登記
平成26年	8月22日発行				
平成26年	9月3日登記				
	<p>パナソニック株式会社2015年度8月発行新株予約権 新株予約権の数 687個</p> <p>令和5年8月31日変更 令和5年9月5日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 6万8700株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和5年8月31日変更 令和5年9月5日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個当たり112,400円(1株当たり1,124円)</p>				

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成27年8月21日から平成57年8月20日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、役員、監査役およびこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア) 新株予約権者が平成56年8月20日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合 平成56年8月21日から平成57年8月20日</p> <p>(イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>(3) 上記(1)および(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1112 1801 1484 1927"><tr><td>平成27年 8月20日発行</td></tr><tr><td>平成27年 8月25日登記</td></tr></table>	平成27年 8月20日発行	平成27年 8月25日登記
平成27年 8月20日発行			
平成27年 8月25日登記			

パナソニック株式会社2016年度8月発行新株予約権

新株予約権の数

1716個

令和5年8月31日変更 令和5年9月5日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式17万1600株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和5年8月31日変更 令和5年9月5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権1個当たり71,300円（1株当たり713円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月24日から平成58年8月23日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、役員、監査役およびこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日、または新株予約権の割当日の翌日から3年間を経過した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使す

	<p>ることができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1112 840 1477 966"> <tr> <td>平成28年</td> <td>8月23日</td> <td>発行</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>9月</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>登記</td> </tr> </table>	平成28年	8月23日	発行	平成28年	9月	2日			登記
平成28年	8月23日	発行								
平成28年	9月	2日								
		登記								
	<p>パナソニック株式会社2017年度8月発行新株予約権</p> <p>新株予約権の数 1747個</p> <p>令和6年1月31日変更 令和6年2月9日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>当社普通株式 17万4700株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率</p> <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。</p> <p>また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>令和6年1月31日変更 令和6年2月9日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個当たり112,800円(1株当たり1,128円)</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を</p>									

	<p>1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成29年8月24日から平成59年8月23日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、執行役員、監査役およびこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日、または新株予約権の割当日の翌日から3年間を経過した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当該承認日(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた日)の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。</p> <p>(3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。</p> <p>(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案</p> <p>(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案</p> <p>(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <p>(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1117 1570 1492 1696"> <tr> <td>平成29年</td> <td>8月23日発行</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>9月4日登記</td> </tr> </table> <p>パナソニック株式会社2018年度7月発行新株予約権</p> <p>新株予約権の数 1891個</p> <p>令和5年12月31日変更 令和6年1月10日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 18万9100株</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目</p>	平成29年	8月23日発行	平成29年	9月4日登記
平成29年	8月23日発行				
平成29年	9月4日登記				



的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

令和 5年12月31日変更 令和 6年 1月10日登記  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
新株予約権1個当たり106,400円（1株当たり1,064円）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月19日から平成60年7月18日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役、執行役員、監査役およびこれらに準ずる地位のいずれの地位をも喪失した日の翌日、または新株予約権の割当日の翌日から3年間を経過した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた日）の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- (3) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

	<p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>	<p>平成30年 7月18日発行 ----- 平成30年 7月31日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
<p>監査役設置会社に関する事項</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
<p>監査役会設置会社に関する事項</p>	<p>監査役会設置会社</p>	<p>平成18年 5月12日登記</p>
<p>会計監査人設置会社に関する事項</p>	<p>会計監査人設置会社</p>	<p>平成18年 5月12日登記</p>



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 6年 3月22日

大阪法務局守口出張所  
登記官

高 井 幸 治

